

議第 1 5 1 号

令和 6 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 6 年度各務原市の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 436, 868 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65, 763, 564 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
21 繰越金		1,470,170	436,868	1,907,038
	1 繰越金	1,470,170	436,868	1,907,038
歳 入 合 計		65,326,696	436,868	65,763,564

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		335,578	3,008	338,586
	1 議会費	335,578	3,008	338,586
2 総務費		6,610,025	88,913	6,698,938
	1 総務管理費	5,483,490	54,197	5,537,687
	2 徴税費	630,763	18,943	649,706
	3 戸籍住民基本台帳 費	241,582	13,094	254,676
	4 選挙費	181,546	894	182,440
	5 統計調査費	35,444	1,328	36,772
	6 監査委員費	37,200	457	37,657
3 民生費		17,813,006	104,051	17,917,057
	1 社会福祉費	6,850,699	15,575	6,866,274
	2 高齢福祉費	527,460	8,793	536,253
	3 児童福祉費	8,644,672	73,655	8,718,327
	4 生活保護費	1,743,455	4,180	1,747,635
	5 国民年金費	38,420	1,848	40,268
4 衛生費		6,068,180	26,747	6,094,927
	1 保健衛生費	1,672,122	12,390	1,684,512
	2 環境費	4,396,058	14,357	4,410,415
5 労働費		58,307	1,771	60,078
	1 労働諸費	58,307	1,771	60,078
6 農林水産業費		513,419	6,486	519,905
	1 農業費	188,923	2,858	191,781

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	2 畜産業費	34,693	736	35,429
	3 農地費	241,525	859	242,384
	4 林業費	48,278	2,033	50,311
7 商工費		1,400,062	9,681	1,409,743
	1 商工費	1,400,062	9,681	1,409,743
8 土木費		4,824,042	24,996	4,849,038
	1 土木管理費	409,936	7,482	417,418
	2 道路橋梁費	1,973,465	2,429	1,975,894
	3 河川費	100,073	874	100,947
	4 都市計画費	1,811,260	8,813	1,820,073
	5 住宅費	529,308	5,398	534,706
9 消防費		2,919,701	53,089	2,972,790
	1 消防費	2,919,701	53,089	2,972,790
10 教育費		14,152,781	103,889	14,256,670
	1 教育総務費	1,327,311	35,236	1,362,547
	2 小学校費	937,085	13,410	950,495
	3 中学校費	1,008,350	4,764	1,013,114
	4 特殊学校費	4,735,283	626	4,735,909
	6 社会教育費	2,044,181	39,886	2,084,067
	7 保健体育費	2,641,059	9,967	2,651,026
13 諸支出金		6,447,430	14,237	6,461,667
	2 繰出金	6,393,070	14,237	6,407,307
歳 出 合 計		65,326,696	436,868	65,763,564

議第 1 5 2 号

令和 6 年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度各務原市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,912 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,605,128 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 県支出金		9,525,918	428	9,526,346
	1 県補助金	9,525,918	428	9,526,346
6 繰入金		1,320,558	3,484	1,324,042
	1 他会計繰入金	848,290	3,484	851,774
歳 入 合 計		13,601,216	3,912	13,605,128

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		115,407	3,484	118,891
	1 総務管理費	115,407	3,484	118,891
4 保健事業費		202,570	428	202,998
	2 保健事業費	118,954	428	119,382
歳 出 合 計		13,601,216	3,912	13,605,128

議第 1 5 3 号

令和 6 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度各務原市の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,664 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,558,579 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 国庫支出金		2,868,681	921	2,869,602
	2 国庫補助金	561,780	921	562,701
5 支払基金交付金		3,445,971	244	3,446,215
	1 支払基金交付金	3,445,971	244	3,446,215
6 県支出金		1,816,255	460	1,816,715
	1 県負担金	1,816,255	460	1,816,715
9 繰入金		2,088,376	6,039	2,094,415
	1 一般会計繰入金	1,936,336	5,413	1,941,749
	2 基金繰入金	152,040	626	152,666
歳 入 合 計		13,550,915	7,664	13,558,579

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		349,078	4,953	354,031
	1 総務管理費	349,078	4,953	354,031
3 地域支援事業費		661,146	2,711	663,857
	1 地域支援事業費	661,146	2,711	663,857
歳 出 合 計		13,550,915	7,664	13,558,579

議第 1 5 4 号

令和 6 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度各務原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 367 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 500, 753 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 繰入金		2, 255, 038	367	2, 255, 405
	1 他会計繰入金	2, 255, 038	367	2, 255, 405
歳 入 合 計		4, 500, 386	367	4, 500, 753

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		23,181	367	23,548
	1 総務管理費	23,181	367	23,548
歳 出 合 計		4,500,386	367	4,500,753

議第155号

令和6年度各務原市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度各務原市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度各務原市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
改良事業費	1,443,177 千円	1,291 千円	1,444,468 千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費用	2,952,286 千円	10,287 千円	2,962,573 千円
第1項 営業費用	2,825,210 千円	10,287 千円	2,835,497 千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,416,604 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 108,696 千円、過年度分損益勘定留保資金 797,945 千円及び当年度分損益勘定留保資金 509,963 千円で補てんするものとする。）

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	1,655,407 千円	1,291 千円	1,656,698 千円
第1項 建設改良費	1,463,855 千円	1,291 千円	1,465,146 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	313,195 千円	11,578 千円	324,773 千円

令和6年12月11日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第156号

令和6年度各務原市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度各務原市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度各務原市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第11款 下水道事業収益	3,042,814 千円	4,973 千円	3,047,787 千円
第2項 営業外収益	1,265,452 千円	4,973 千円	1,270,425 千円
支 出			
第21款 下水道事業費用	3,085,655 千円	4,973 千円	3,090,628 千円
第1項 営業費用	2,723,749 千円	4,973 千円	2,728,722 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	141,664 千円	4,973 千円	146,637 千円

令和6年12月11日提出

各務原市長 浅 野 健 司